

世田谷区保育部保育認定・調整課長
有馬 秀人

世田谷区無認可保育施設保育料補助について（周知）

日頃より、世田谷区政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

世田谷区では、待機児童となったため無認可保育施設にお子さんを預けている保護者等に対する保育料補助事業を実施しています。

本制度のお手続きでは、区で定める様式「利用状況申告書」の提出が必要な場合と、必要でない場合とがございます。

下記の補助要件に当てはまる方で、「利用状況申告書」の提出が必要な場合は、「利用状況申告書」等の必要書類をご提出ください。

ご不明な点等ございましたら、本件担当までお問い合わせください。

記

1 対象世帯

(1) 別表1（裏面参照）の補助を受けられる方（※以下①～⑤の全てを満たす世帯）

- ① 月の初日に区内在住であり、0歳児～2歳児クラスであること。
 - ② 区の認可保育園等の入園申込みを行い、入園待機となっていること。
 - ③ 補助対象施設に在籍し、月160時間以上の月極め契約を結んでいること。
 - ④ 補助金の交付を受けようとする期間内に、保育室・保育ママ・認証保育所の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。
 - ⑤ 補助金の交付を受けようとする期間内に、幼稚園に在園していないこと。
- ※ 上記の要件を満たす方で、新型コロナウイルス感染症の影響による休園や欠席がある場合は、欠席日数に応じた補助金額の上乗せがあります（合計額の上限は40,000円）。

(2) 別表2（裏面参照）の補助を受けられる方（※以下①～④の全てを満たす世帯）

- ① 月の初日に区内在住であり、0歳児～5歳児クラスであること。
- ② 保育の必要性を判定する、教育・保育給付認定（2号・3号）または施設等利用給付認定（新2号・新3号）を受けていること。（認可保育園等の入園申し込みを行った世帯は、要件を満たしています）
- ③ 補助金の交付を受けようとする期間内に、保育室・保育ママ・認証保育所の負担軽減補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 補助金の交付を受けようとする期間内に、幼稚園に在園していないこと。

2 対象施設

(1) 別表1（裏面参照）の対象施設

各都道府県等に、認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設（都外施設も対象）かつ、「ベビーホテル」または「その他」として設置を届出している施設（都外施設も対象）

(2) 別表2（裏面参照）の対象施設

各都道府県等に、認可外保育施設として設置を届出している施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設（都外施設も対象）

※ベビーシッター、病児・病後児施設、認証保育所、保育室、保育ママは除く。

※ 上記要件を全て満たす場合であっても、施設種別などによっては補助金が支給されない場合もありますので、裏面の「補助金額（別表2）」をご覧ください。

3 補助金額

(1) 補助金額（別表1）

保育料算定区市町村民税所得割課税額 ※利用世帯ごとに4月分～8月分は前年度分、9月分～3月分は現年度分の 保育料等算定区市町村民税所得割課税額で算定します。	階層	補助金額（月額）
生活保護世帯、または保育料等算定区市町村民税所得割課税額が0円の世帯	A1	40,000円
122,000円未満の世帯	A2	30,000円
122,000円以上 202,000円未満の世帯	B	25,000円
202,000円以上 250,000円未満の世帯	C	15,000円
250,000円以上 295,000円未満の世帯	D	10,000円
295,000円以上 570,000円未満の世帯	E	5,000円
570,000円以上の世帯	F	0円

※ 新型コロナウイルス感染症の影響による休園や欠席がある場合は、上記補助金額に欠席日数に応じた補助金額（1日3,000円）を上乗せします（合計額の上限は40,000円）。

(2) 補助金額（別表2）

施設種別	クラス 年齢	世帯状況	保育の 必要性認定	実際の子順	利用者支援 (月単価)	多子世帯支援 (月単価)	利用状況申 告書の提出
ベビーホテル ・その他	0～2 歳児	課税世帯	必要	第1子	別表1 のとおり	0	必要
				第2子		14,000	
				第3子以降		27,000	
事業所内保育 施設・院内保育 施設 (企業主導型保 育事業を除く)	0～2 歳児	課税世帯	必要	第1子	0	0	必要
				第2子		13,000	
				第3子以降		25,000	
企業主導型 保育事業	0～2 歳児			第1子	0	0	
				第2子		13,000	
				第3子以降		25,000	
	3～5 歳児			第1子	0	0	
				第2子		10,000	
				第3子以降		20,000	

※「世帯状況」の項目に記載されている「課税世帯」とは、「非課税世帯」以外の世帯を指します。空欄の場合は、「課税世帯」と「非課税世帯」を問わず、両方の世帯を指します。

※「保育の必要性認定」の項目に記載されている「必要」とは、教育・保育給付認定(2号・3号)または施設等利用給付認定(新2号・新3号)を受けている世帯を指します。記載がない場合は、認定の有無を問わず、両方の世帯を指します。

4 利用状況申告書の提出について

上記「補助金額（別表2）」の「利用状況申告書の提出」欄で「必要」に該当する方のみ、以下①～②の書類を郵送または窓口で提出してください。

- ① 利用状況申告書（区HPから印刷いただくか、区役所窓口までお越しください）
- ② 利用児童に係る月極めの利用契約書（写し）

※令和3年3月10日（水）を過ぎると交付申請の対象となりませんので、ご注意ください。

5 利用状況申告書の提出後の手続き

補助要件を満たす方へ、区よりご案内と請求書類を郵送いたします。

《申請先・問合せ先》

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

Tel.5432-2313

世田谷区保育部保育認定・調整課認可外保育施設担当（世田谷区役所第2庁舎2階22番窓口）